Cour
Pénale
Internationale

International
Criminal
Court

Elements of Crimes

要素
の
犯罪***

---

*注釈：ジェノサイド犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪の要素の構造は、ローマ法第6条、第7条、および第8条の対応する規定の構造に従います。ローマ法のこれらの記事のいくつかの段落には、複数の犯罪が記載されています。そのような場合、犯罪の要素は、それぞれの要素の識別を容易にするために、それらの犯罪のそれぞれに対応する別々の段落に表示されます。

** 犯罪の要素はから複製されます *国際刑事裁判所ローマ規程の締約国会議の公式記録、第1回会期、ニューヨーク、2002年9月3-10日*（（国連刊行物、販売番号E.03.V.2および正誤表）、パートII.B. 2010年核拡散防止条約で採択された犯罪の要素は、*2010年5月31日から6月11日まで、カンパラの国際刑事裁判所のローマ法のレビュー会議の公式記録*（（国際刑事裁判所の出版物、RC / 11）。

国際刑事裁判所発行ISBNNo。92-9227-232-2

ICC-PIOS-LT-03-002 / 15_Eng

国際刑事裁判所| 私書箱19519 | 2500 CM | ハーグ| オランダ|**www.icc-cpi.int**

目次

一般的な紹介

1.第9条に従い、以下の犯罪要素は、法令に準拠して、第6条、第7条、および第8条の解釈および適用において裁判所を支援するものとします。第21条および第3部に定められた一般原則を含む法令の規定は、犯罪の要素に適用されます。

2.第30条に記載されているように、別段の定めがない限り、人は、重要な要素が意図と知識をもって行われた場合にのみ、裁判所の管轄内の犯罪に対する刑事責任と責任を負うものとします。犯罪の要素において、記載されている特定の行為、結果、または状況に関する精神的要素について言及されていない場合、第30条に規定されている関連する精神的要素、すなわち意図、知識、またはその両方が適用されることが理解されます。関連する規定に基づく適用法を含む、法令に基づく第30条基準の例外を以下に示します。

3.意図と知識の存在は、関連する事実と状況から推測することができます。

4.「非人道的」または「重度」という用語を使用する要素など、価値判断を伴う要素に関連する精神的要素に関しては、特に明記されていない限り、実行者が特定の価値判断を個人的に完了する必要はありません。

5.刑事責任を除外する理由またはその欠如の理由は、通常、各犯罪の下にリストされている犯罪の要素に指定されていません。[1]

6.法令または国際法の他の部分、特に国際人道法に見られる「違法性」の要件は、一般に犯罪の要素に明記されていません。

7.犯罪の要素は、一般的に次の原則に従って構成されています。

(a）犯罪の要素は、各犯罪に関連する行為、結果、および状況に焦点を合わせているため、一般的にこの順序でリストされています。

（b）必要に応じて、影響を受けた行動、結果、または状況の後に特定の精神的要素がリストされます。

（c）状況に応じた状況が最後にリストされています。

8.犯罪の要素で使用されているように、「実行者」という用語は、罪悪感または無実に関して中立です。適切な精神的要素を含む要素が適用され、*必要な変更を加え*て、刑事責任が法令第25条および第28条に該当する可能性のあるすべての者に。

9.特定の行為は、1つまたは複数の犯罪を構成する場合があります。

10.犯罪に短い称号を使用しても、法的効力はありません。

1 この段落は、制定法の第54条第1項に基づく検察官の義務を害するものではありません。

第6条
ジェノサイド

序章

各犯罪についてリストされている最後の要素に関して：

（a）「文脈において」という用語は、新たなパターンの最初の行為を含みます。

（b）「マニフェスト」という用語は客観的な資格です。

（c）第30条に規定されている精神的要素の通常の要件にもかかわらず、状況の知識は通常、大量虐殺の意図を証明する際に対処されることを認識し、この状況に関する精神的要素の適切な要件は、もしあれば、ケースバイケースで裁判所によって決定されます。

第6条（a）
殺害による大量虐殺

要素

1.犯人が殺された[2] 1人以上。

2.そのような人は、特定の国、民族、人種、または宗教のグループに属していました。

3.加害者は、その国、民族、人種、または宗教のグループ自体を全体的または部分的に破壊することを意図していました。

4.その行為は、そのグループに対して向けられた同様の行為の明白なパターンの文脈で行われたか、それ自体がそのような破壊に影響を与える可能性のある行為でした。

第6条（b）
深刻な身体的または精神的危害を引き起こすことによる大量虐殺

要素

1.加害者は、1人または複数の人に深刻な身体的または精神的危害を加えました。[3]

2.そのような人は、特定の国、民族、人種、または宗教のグループに属していました。

3.加害者は、その国、民族、人種、または宗教のグループ自体を全体的または部分的に破壊することを意図していました。

4.その行為は、そのグループに対して向けられた同様の行為の明白なパターンの文脈で行われたか、それ自体がそのような破壊に影響を与える可能性のある行為でした。

第6条（c）
物理的破壊をもたらすと計算された生命の条件を故意に与えることによる大量虐殺

要素

1.加害者は、1人または複数の人に特定の生活条件を課しました。

2.そのような人は、特定の国、民族、人種、または宗教のグループに属していました。

3.加害者は、その国、民族、人種、または宗教のグループ自体を全体的または部分的に破壊することを意図していました。

4.生活条件は、そのグループの全体的または部分的な物理的破壊をもたらすように計算されました。[4]

5.行為は、そのグループに対して向けられた同様の行為の明白なパターンの文脈で行われたか、それ自体がそのような破壊に影響を与える可能性のある行為でした。

2 「殺された」という用語は、「死因」という用語と交換可能です。

3 この行為には、拷問、レイプ、性的暴力、非人道的または品位を傷つける扱いが含まれる場合がありますが、必ずしもこれらに限定されません。

4 「生活条件」という用語には、食料や医療サービスなどの生存に不可欠な資源の故意の剥奪、または家からの体系的な追放が含まれる場合がありますが、必ずしもこれらに限定されません。

第6条（d）
出産を防ぐことを目的とした措置を課すことによる大量虐殺

要素

1.加害者は、1人または複数の人に特定の措置を課しました。

2.そのような人は、特定の国、民族、人種、または宗教のグループに属していました。

3.加害者は、その国、民族、人種、または宗教のグループ自体を全体的または部分的に破壊することを意図していました。

4.課せられた措置は、そのグループ内での出産を防ぐことを目的としていました。

5.行為は、そのグループに対して向けられた同様の行為の明白なパターンの文脈で行われたか、それ自体がそのような破壊に影響を与える可能性のある行為でした。

第6条（e）
子供を強制的に移送することによる大量虐殺

要素

1.犯人は、1人または複数の人を強制的に移送しました。[5]

2.そのような人は、特定の国、民族、人種、または宗教のグループに属していました。

3.加害者は、その国、民族、人種、または宗教のグループ自体を全体的または部分的に破壊することを意図していました。

4.そのグループから別のグループへの転送でした。

5.1人または複数の人が18歳未満でした。

6.加害者は、1人または複数の人が18歳未満であることを知っていたか、知っているべきでした。

7.その行為は、そのグループに対して向けられた同様の行為の明白なパターンの文脈で行われたか、それ自体がそのような破壊に影響を与える可能性のある行為でした。

第7条
人道に対する罪

序章

1.第7条は国際刑事法に関連するため、第7条で定義されている人道に対する罪は、国際社会にとって最も深刻な懸念事項の1つであることを考慮して、第22条と一致するその規定を厳密に解釈する必要があります。全体として、個人の刑事責任を保証および伴うものであり、世界の主要な法制度によって認められているように、一般的に適用される国際法の下で許可されない行為を要求します。

2.人道に対する罪の最後の2つの要素は、その行為が行われなければならない状況を説明しています。これらの要素は、民間人に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃への必要な参加と知識を明確にします。ただし、最後の要素は、実行者が攻撃のすべての特性、または州または組織の計画またはポリシーの正確な詳細についての知識を持っているという証拠を必要とするものとして解釈されるべきではありません。民間人に対する新たな広範囲または体系的な攻撃の場合、最後の要素の意図条項は、実行者がそのような攻撃を促進することを意図した場合、この精神的要素が満たされることを示します。

3.これらの文脈要素における「一般市民に対する攻撃」とは、法律の第7条第1項で言及されている、任意の一般市民に対する行為の複数の委員会を含む一連の行動を意味すると理解されます。そのような攻撃を行うための州または組織の方針の。行為は軍事攻撃を構成する必要はありません。「そのような攻撃を行うための政策」は、国家または組織が民間人に対するそのような攻撃を積極的に促進または奨励することを要求すると理解されています。[6]

5　「強制的に」という用語は、物理的な力に限定されるものではなく、そのような人または人または他の人に対する暴力、強迫、拘留、心理的抑圧または権力の乱用の恐れによって引き起こされるような、力または強制の脅威を含む場合があります。または強制的な環境を利用することによって。

6　攻撃の対象として一般市民を含む政策は、国家または組織の行動によって実施されるでしょう。そのようなポリシーは、例外的な状況では、そのような攻撃を奨励することを意識的に目的とした、意図的な行動の失敗によって実装される場合があります。そのような政策の存在は、政府または組織の行動がないことだけから推測することはできません。

第7条（1）（a）
殺人の人道に対する罪

要素

1.犯人が殺された[7] 1人以上。

2.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

3.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（b）
絶滅要素の人道に対する罪

1.犯人が殺された[8] 人口の一部の破壊をもたらすと計算された生活条件を与えることを含む、1人または複数の人。[9]

2.行為は、その一部として構成された、またはその一部として行われた。[10] 民間人の大量殺戮。

3.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

4.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（c）
奴隷化の人道に対する罪

要素

1.実行者は、1人または複数の人を購入、販売、貸与、物々交換することによって、または同様の自由の剥奪を課すことによって、1人または複数の人の所有権に付随する権限の一部またはすべてを行使しました。[11]

2.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

3.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（d）
強制送還または人口の強制移住の人道に対する罪

要素

1.加害者が強制送還または強制送還された[12] 転送、[13] 国際法で許可されている理由なしに、追放またはその他の強制的な行為により、1人または複数の人が別の州または場所に移動すること。

2.そのような人は、強制送還または移送された地域に合法的に存在していました。

7　「殺された」という用語は、「死因」という用語と交換可能です。この脚注は、これらの概念のいずれかを使用するすべての要素に適用されます。こ

8　の行為は、直接的または間接的に、さまざまな殺害方法によって行われる可能性があります。

9　このような状況の影響には、食料や医薬品へのアクセスの剥奪が含まれる可能性があります。「の一

10　部として」という用語には、大量殺戮の最初の行為が含まれます。

11　このような自由の剥奪には、状況によっては、強制労働を強要することや、奴隷制度廃止補足条約、奴隷貿易、奴隷制に類似した制度や慣行で定義されている奴隷状態に人を引き下げることが含まれる場合があると理解されています。この要素で説明されている行為には、人、特に女性と子供への人身売買が含まれることも理解されています。

12　「強制的に」という用語は、物理的な力に限定されるものではなく、暴力、強迫、拘留、心理的抑圧、またはそのような人または他の人に対する権力の乱用の恐れによって引き起こされるような、力または強制の脅威を含む場合があります。強制的な環境を利用することによって。

13　「強制送還または強制送還」は「強制送還」と交換可能です。

3.加害者は、そのような存在の合法性を確立した事実の状況を認識していました。

4.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

5.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（e）
人道に対する罪の投獄またはその他の身体的自由の深刻な剥奪

要素

1.加害者は、1人以上の人を投獄するか、そうでなければ1人以上の人の身体的自由を著しく奪った。

2.行為の重大さは、国際法の基本的な規則に違反するようなものでした。

3.加害者は、行為の重大性を確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

5.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（f）
拷問の人道に対する罪[14]

要素

1.加害者は、1人または複数の人に重度の肉体的または精神的な苦痛または苦痛を与えました。

2.そのような人は、拘留されているか、加害者の管理下にありました。

3.そのような痛みや苦しみは、合法的な制裁からのみ生じたものではなく、合法的な制裁に内在するものでも、それに付随するものでもありませんでした。

4.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

5.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（g）-1
レイプの人道に対する罪

要素

1.侵入者が侵入した[15]犠牲者または性器を持った加害者の体の任意の部分、または任意の物体または他の部分を持った犠牲者の肛門または生殖器の開口部の浸透をもたらす行為による人の体体。

2.侵略は、暴力、強迫、拘留、心理的抑圧または権力の乱用の恐れによって引き起こされるような、力によって、または力または強制の脅威によって、そのような人または他の人に対して、または強制的な環境、または真の同意を与えることができない人に対して侵入が行われた。[16]

3.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

4.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

14　この犯罪について特定の目的を証明する必要はないと理解されています。「侵略」の概念

15　は、ジェンダーニュートラルになるのに十分な広さを意図しています。

16　自然の、誘発された、または加齢に関連した無能力の影響を受けた場合、人は真の同意を与えることができない可能性があることが理解されています。この脚注は、第7条（1）（g）-3、5、および6の対応する要素にも適用されます。

第7条（1）（g）-2
性的奴隷制の人道に対する罪[17]

要素

1.実行者は、1人または複数の人を購入、販売、貸与、物々交換することによって、または同様の自由の剥奪を課すことによって、1人または複数の人の所有権に付随する権限の一部またはすべてを行使しました。[18]

2.加害者は、そのような人を性的な性質の1つまたは複数の行為に従事させました。

3.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

4.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（g）-3
強制売春の人道に対する罪

要素

1.加害者は、暴力、強迫、拘留、心理的抑圧または権力の乱用の恐れによって引き起こされるような、力によって、または力または強制の脅威によって、1人または複数の人に性的性質の1つまたは複数の行為を行わせた。 、そのような人または他の人に対して、または強制的な環境またはそのような人または人の真の同意を与える能力を利用することによって。

2.性的性質の行為と引き換えに、またはそれに関連して、金銭的またはその他の利益を得る、または得ることが期待される実行者または他の人。

3.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

4.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（g）-4
強制妊娠の人道に対する罪

要素

1.加害者は、人口の民族構成に影響を与えたり、国際法の他の重大な違反を実行したりする目的で、強制的に妊娠させた1人以上の女性を監禁しました。

2.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

3.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（g）-5
強制不妊手術の人道に対する罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人の生物学的生殖能力を奪いました。[19]

2.行為は、関係者の医学的または病院での治療によって正当化されることも、彼らの真の同意を得て実行されることもありませんでした。[20]

17　この犯罪の複雑な性質を考えると、その委員会は、共通の犯罪目的の一部として複数の加害者を巻き込む可能性があることが認識されています。

18　このような自由の剥奪には、状況によっては、強制労働を強要することや、奴隷制度廃止補足条約、奴隷貿易、奴隷制に類似した制度や慣行で定義されている奴隷状態に人を引き下げることが含まれる場合があると理解されています。この要素で説明されている行為には、人、特に女性と子供への人身売買が含まれることも理解されています。

19　剥奪は、実際には非永続的な影響を与える避妊措置を含むことを意図していません。「本物の同意」には、欺瞞によって

20　得られた同意は含まれないことが理解されます。

3.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

4.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（g）-6
性的暴力の人道に対する罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人に対して性的性質の行為を行った、またはそのような人に、力によって、または暴力の恐れによって引き起こされるような力または強制の脅迫によって性的性質の行為を行わせた。、強要、拘留、心理的抑圧または権力の乱用、そのような人または他の人に対する、または強制的な環境またはそのような人または人の真の同意を与える能力を利用することによる。

2.そのような行為は、制定法の第7条第1項（g）にある他の違反に匹敵する重大なものでした。

3.加害者は、行為の重大性を確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

5.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（h）
迫害の人道に対する罪

要素

1.国際法に反して、加害者はひどく奪われ、[21] 基本的権利の1人以上の人。

2.加害者は、グループまたは集団のアイデンティティを理由にそのような人を標的にしたか、グループまたは集団自体を標的にしました。

3.このようなターゲティングは、記事で定義されているように、政治的、人種的、国家的、民族的、文化的、宗教的、性別に基づいていました。
法令の7、パラグラフ3、または国際法の下で許可されないと普遍的に認められているその他の理由。

4.この行為は、法令の第7条第1項に記載されている行為、または裁判所の管轄内の犯罪に関連して行われたものです。[22]

5.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

6.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（i）
人道に対する罪強制失踪[23、24]

要素

1.実行者：

（a）逮捕、拘留[25、26] または1人以上の人を誘拐した。また

21　この要件は、犯罪の要素の一般的な紹介のパラグラフ6を害するものではありません。

22　要素6に固有のもの以外に、この要素に追加の精神的要素は必要ないことが理解されます。

23　この犯罪の複雑な性質を考えると、その委員会は通常、共通の犯罪目的の一部として複数の加害者を巻き込むことが認識されています。

24　この犯罪は、第7項および第8項で言及されている攻撃が、法令の発効後に発生した場合にのみ、裁判所の管轄になります。

25　「拘留された」という言葉には、既存の拘留を維持した加害者が含まれます。特定の状況下では、逮

26　捕または拘留が合法であった可能性があることが理解されています。

（b）逮捕、拘留または誘拐を認めること、またはそのような人の運命または所在に関する情報を提供することを拒否した。

2.（a）そのような逮捕、拘留または誘拐に続いて、またはそれを認めることを拒否した。
自由の剥奪、またはそのような人の運命や所在に関する情報を提供すること。また

（b）そのような拒絶は、その自由の剥奪に先行または付随していた。

3.実行者は、次のことに気づいていました。[27]

（a）そのような逮捕、拘留または誘拐の後には、通常の出来事の過程で、自由の剥奪を認めること、またはそのような人の運命または所在に関する情報を提供することを拒否することが続く。[28]また

（b）そのような拒絶は、その自由の剥奪に先行または付随していた。

4.そのような逮捕、拘留または誘拐は、国家または政治組織によって、またはその許可、支援または黙認によって行われた。

5.自由の剥奪を認めること、またはそのような人の運命または所在に関する情報を提供することのそのような拒否は、そのような州または政治組織によって、またはその許可または支援を受けて行われた。

6.加害者は、そのような人を長期間法の保護から外すことを意図していました。

7.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

8.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（j）
アパルトヘイトの人道に対する罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人に対して非人道的な行為を行いました。

2.そのような行為は、制定法の第7条第1項で言及されている行為であるか、またはそれらの行為のいずれかに類似した性格の行為であった。[29]

3.加害者は、行為の性格を確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、他の人種グループに対する1つの人種グループによる体系的な抑圧と支配の制度化された体制の文脈で行われた。

5.加害者は、その行為によってそのような体制を維持することを意図していました。

6.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

7.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第7条（1）（k）
他の非人道的な行為の人道に対する罪

要素

1.加害者は、非人道的な行為により、身体または精神的または肉体的健康に大きな苦痛または重傷を負わせました。

2.そのような行為は、制定法の第7条第1項で言及されている他の行為と同様の性格のものでした。[30]

27　この犯罪の複雑さのために挿入されたこの要素は、犯罪の要素の一般的な紹介を害することはありません。

28　既存の拘留を維持した加害者の場合、そのような拒絶がすでに行われていることを加害者が知っていれば、この要素は満たされると理解される。

29　「性格」とは、行為の性質と重力を指すと理解されています。「性格」とは、行

30　為の性質と重力を指すと理解されています。

3.加害者は、行為の性格を確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、一般市民を対象とした広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一環として行われた。

5.加害者は、その行為が一般市民に対する広範囲にわたるまたは体系的な攻撃の一部であるか、その一部となることを意図していることを知っていました。

第8条
戦争犯罪

序章

第8条第2項（c）および（e）に基づく戦争犯罪の要素は、犯罪の要素ではない第8条第2項（d）および（f）で扱われる制限の対象となります。

法令第8条第2項に基づく戦争犯罪の要素は、必要に応じて、海上での武力紛争に適用される国際武力紛争法を含む、国際武力紛争法の確立された枠組みの中で解釈されるものとする。

各犯罪についてリストされている最後の2つの要素に関して：

（a）武力紛争の存在、または国際的または非国際的であるというその性格に関して、加害者による法的評価の要件はありません。

（b）その文脈では、紛争の性格を国際的または非国際的であると立証した事実を加害者が認識する必要はない。

（c）「文脈の中で行われ、関連していた」という用語に暗示されている武力紛争の存在を確立した事実の状況を認識するための要件のみがあります。

第8条（2）（a）

第8条（2）（a）（i）
故意の殺害の戦争犯罪

要素

1.加害者が1人以上を殺害した。[31]

2.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

3.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。[32、33]

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。[34]

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

31　「殺された」という用語は、「死因」という用語と交換可能です。この脚注は、これらの概念のいずれかを使用するすべての要素に適用されます。

32　この精神的要素は、第30条と第32条の相互作用を認識します。この脚注は、第8条（2）（a）に基づく各犯罪の対応する要素、および第8条（2）のその他の犯罪の要素にも適用されます。関連する国際武力紛争法の下で保護されている人または財産の地位を確立する事実上の状況。

33　国籍に関しては、加害者は被害者が紛争の相手方に属していることを知るだけでよいと理解されています。この脚注は、第8条（2）（a）に基づく各犯罪の対応する要素にも適用されます。

34　「国際的な武力紛争」という用語には、軍事占領が含まれます。この脚注は、第8条（2）（a）に基づく各犯罪の対応する要素にも適用されます。

第8条（2）（a）（ii）-1拷問の戦争犯罪

要素[35]

1.加害者は、1人または複数の人に重度の肉体的または精神的な苦痛または苦痛を与えました。

2.加害者は、次のような目的で痛みや苦痛を与えました。情報の入手、告白、罰、脅迫、強制、またはあらゆる種類の差別に基づく理由。

3.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

4.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

5.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

6.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（a）（ii）-2
非人道的な扱いの戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人に重度の肉体的または精神的な苦痛または苦痛を与えました。

2.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

3.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（a）（ii）-3
生物学実験の戦争犯罪

要素

1.実行者は、1人または複数の人を特定の生物学的実験にかけました。

2.実験は、そのような人の身体的または精神的な健康または完全性を深刻に危険にさらしました。

3.実験の意図は非治療的であり、医学的理由によって正当化されることも、そのような人または人の利益のために実行されることもありませんでした。

4.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

5.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（a）（iii）
故意に大きな苦しみを引き起こす戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人に大きな肉体的または精神的な苦痛を与えたり、身体や健康に深刻な傷害を与えたりしました。

2.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

3.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

35　要素3は、すべての犠牲者が1949年のジュネーブ条約の1つ以上の下で「保護された人物」でなければならないことを要求しているため、これらの要素には、第7条（1）（e）の要素に見られる監護または管理要件は含まれません。

第8条（2）（a）（iv）
財産の破壊と流用の戦争犯罪

要素

1.実行者は、特定の資産を破壊または流用しました。

2.破壊または流用は、軍事的必要性によって正当化されませんでした。

3.破壊または流用は広範であり、必要に応じて実行されました。

4.このような財産は、1949年の1つ以上のジュネーブ条約の下で保護されていました。

5.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（a）（v）
敵対勢力における説得力のある奉仕の戦争犯罪

要素

1.加害者は、行為または脅迫により、1人または複数の人に、その人の自国または軍に対する軍事作戦に参加するように、あるいは敵対勢力の軍隊に仕えるように強要しました。

2.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

3.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（a）（vi）
公正な裁判を否定する戦争犯罪

要素

1.実行者は、特に1949年の第3および第4ジュネーブ条約で定義されているように、司法上の保証を拒否することにより、1人または複数の人から公正かつ定期的な裁判を奪いました。

2.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

3.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（a）（vii）-1
不法な国外追放と移送の戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人を別の州または別の場所に強制送還または移送しました。

2.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

3.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（a）（vii）-2
不法な監禁の戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人を特定の場所に閉じ込めたり、閉じ込め続けたりしました。

2.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

3.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（a）（viii）人質をとる戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人を押収、拘留、またはその他の方法で人質にした。

2.加害者は、そのような人を殺したり、負傷させたり、拘留し続けると脅迫した。

3.加害者は、国家、国際機関、自然人または法人、または人のグループに、そのような人の安全または解放のための明示的または暗黙的な条件として行動するか、行動を控えるように強制することを意図しました。

4.そのような人は、1949年の1つまたは複数のジュネーブ条約の下で保護されていました。

5.加害者は、その保護されたステータスを確立した実際の状況を認識していました。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）

第8条（2）（b）（i）
民間人を攻撃する戦争犯罪

要素

1.実行者が攻撃を指示しました。

2.攻撃の対象は、一般市民そのもの、または敵対行為に直接参加していない個々の一般市民でした。

3.加害者は、そのような民間人または敵対行為に直接参加していない個々の民間人が攻撃の対象となることを意図していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（ii）
民間物を攻撃する戦争犯罪

要素

1.実行者が攻撃を指示しました。

2.攻撃の対象は、民間の対象、つまり軍事目的ではない対象でした。

3.加害者は、そのような民間のオブジェクトが攻撃のオブジェクトになることを意図していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（iii）
人道支援または平和維持ミッションに関与する人員または物を攻撃する戦争犯罪

要素

1.実行者が攻撃を指示しました。

2.攻撃の対象は、国連憲章に従った人道支援または平和維持任務に関与する人員、施設、資材、部隊または車両でした。

3.加害者は、そのような人員、設備、資材、ユニット、または車両が攻撃の対象となることを意図していました。

4.そのような人員、設備、資材、ユニット、または車両は、国際武力紛争法の下で民間人または民間人に与えられる保護を受ける権利がありました。

5.加害者は、その保護を確立した実際の状況を認識していました。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（iv）
過度の偶発的な死亡、負傷、または損害の戦争犯罪

要素

1.実行者が攻撃を開始しました。

2.攻撃は、民間人の偶発的な死亡または負傷、または民間の物体の損傷、または自然環境への広範囲にわたる長期的かつ深刻な損傷を引き起こすようなものであり、そのような死、負傷または損傷は、予想される具体的かつ直接的な全体的な軍事的優位性に関して明らかに過剰である。[36]

3.加害者は、攻撃が民間人の偶発的な死亡または負傷、または民間の物体の損傷、または自然環境への広範囲にわたる長期的かつ深刻な損傷を引き起こすこと、およびそのような死、負傷または損傷が予想される具体的かつ直接的な全体的な軍事的優位性に関して明らかに過剰である。[37]

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（v）
無防備な場所を攻撃する戦争犯罪[38]

要素

1.加害者は、1つまたは複数の町、村、住居、または建物を攻撃しました。

2.そのような町、村、住居または建物は、抵抗のない占領のために開かれていました。

3.そのような町、村、住居または建物は軍事目的を構成しませんでした。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（vi）
戦闘中の人を殺したり負傷させたりする戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人を殺害または負傷させました。

2.そのような人は *戦闘のオード*。

3.加害者は、このステータスを確立した実際の状況を認識していました。

36 「具体的かつ直接的な全体的な軍事的優位性」という表現は、関連する時点で加害者が予見できる軍事的優位性を指します。このような利点は、攻撃の対象に時間的または地理的に関連している場合と関連していない場合があります。この犯罪が合法的な偶発的傷害および付随的損害の可能性を認めているという事実は、武力紛争に適用される法律の違反を正当化するものではありません。戦争やその他の関連する規則の正当化については触れていません *戦争のための法*。これは、武力紛争の文脈で行われる軍事活動の合法性を決定することに固有の比例要件を反映しています。

37 一般的な紹介のパラグラフ4に記載されている一般的な規則とは対照的に、この知識要素は、実行者がそこに記載されているように価値判断を行うことを要求します。その価値判断の評価は、その時点で実行者が利用できる必要な情報に基づいている必要があります。

38 1949年のジュネーブ条約の下で特別に保護された人々、または法と秩序を維持することのみを目的として留置された警察の地域での存在は、それ自体で地域を軍事目的にするものではありません。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（vii）-1 停戦旗の不適切な使用による戦争犯罪

要素

1.加害者は停戦の旗を使用しました。

2.加害者は、加害者の側にそのような意図がなかったときに交渉の意図を装うためにそのような使用をしました。

3.実行者は、そのような使用の禁止されている性質を知っていたか、知っていたはずです。[39]

4.その行為により、死亡または重傷を負った。

5.加害者は、その行為が死亡または重大な人身傷害につながる可能性があることを知っていました。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（vii）-2 敵対者の旗、記章または制服の不適切な使用による戦争犯罪

要素

1.加害者は、敵対者の旗、記章、またはユニフォームを使用しました。

2.加害者は、攻撃に従事している間、武力紛争の国際法で禁止されている方法でそのような使用を行った。

3.実行者は、そのような使用の禁止されている性質を知っていたか、知っていたはずです。[40]

4.その行為により、死亡または重傷を負った。

5.加害者は、その行為が死亡または重大な人身傷害につながる可能性があることを知っていました。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（vii）-3 国連の旗、記章または制服の不適切な使用による戦争犯罪

要素

1.加害者は、国連の旗、記章、またはユニフォームを使用しました。

2.加害者は、国際武力紛争法で禁止されている方法でそのような使用を行った。

3.実行者は、そのような使用の禁止された性質を知っていました。[41]

4.その行為により、死亡または重傷を負った。

5.加害者は、その行為が死亡または重大な人身傷害につながる可能性があることを知っていました。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

---

39 この精神的要素は、第30条と第32条の相互作用を認識しています。「禁止された性質」という用語は、違法性を意味します。この精神的

40 要素は、第30条と第32条の相互作用を認識しています。「禁止された性質」という用語は、違法性を意味します。

41 この精神的要素は、第30条と第32条の間の相互作用を認識します。第8条（2）（b）（vii）に見られる他の犯罪で必要とされる「知っているべき」テストは、関連する禁止事項。

第8条（2）（b）（vii）-4
ジュネーブ条約の特徴的なエンブレムの不適切な使用による戦争犯罪

要素

1.加害者は、ジュネーブ条約の特徴的なエンブレムを使用しました。

2.加害者は戦闘員の目的のためにそのような使用をしました[42]武力紛争の国際法で禁止されている方法で。

3.実行者は、そのような使用の禁止されている性質を知っていたか、知っていたはずです。[43]

4.その行為により、死亡または重傷を負った。

5.加害者は、その行為が死亡または重大な人身傷害につながる可能性があることを知っていました。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（viii）
自国の民間人の一部の占領国による、それが占める領土への直接的または間接的な移転、または この領土内外の占領地の人口の全部または一部の強制送還または移送。

要素

1.実行者：

（a）転送、[44]直接的または間接的に、それが占める領域へのそれ自身の人口の一部。また

（b）この領土内外の占領地の人口の全部または一部を国外追放または移送した。

2.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

3.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（ix）
保護対象を攻撃する戦争犯罪[45]

要素

1.実行者が攻撃を指示しました。

2.攻撃の対象は、宗教、教育、芸術、科学または慈善目的に捧げられた1つ以上の建物、歴史的建造物、病院、または病人や負傷者が収集される場所であり、軍事目的ではありませんでした。

3.加害者は、宗教、教育、芸術、科学または慈善目的に捧げられたそのような建物、歴史的建造物、病院、または病人や負傷者が収集される場所を意図しましたが、これらは軍事目的ではありませんでした。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（x）-1
肉刑の戦争犯罪

要素

1.加害者は、特に1人または複数の人を永久に傷つけたり、臓器や付属肢を永久に無効にしたり取り外したりすることによって、1人または複数の人を切断しました。

42　これらの状況における「戦闘目的」とは、敵対行為に直接関連する目的を意味し、医療、宗教、または同様の活動は含まれません。

43　この精神的要素は、第30条と第32条の相互作用を認識しています。「禁止された性質」という用語は、違法性を意味します。「譲渡」と

44　いう用語は、国際人道法の関連規定に従って解釈する必要があります。

45　1949年のジュネーブ条約の下で特別に保護された人々、または法と秩序を維持することのみを目的として留置された警察の地域での存在は、それ自体で地域を軍事目的にするものではありません。

2.その行為は、そのような人の死を引き起こしたか、またはそのような人の身体的または精神的健康を深刻に危険にさらしました。

3.その行為は、関係者の医学的、歯科的または病院での治療によって正当化されることも、そのような人または人の利益のために実行されることもありませんでした。[46]

4.そのような人は不利な当事者の権力を握っていた。

5.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

6.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（x）-2
医学的または科学的実験の戦争犯罪

要素

1.実行者は、1人または複数の人を医学的または科学的な実験にかけました。

2.実験は、死を引き起こしたか、そのような人の身体的または精神的健康または完全性を深刻に危険にさらしました。

3.その行為は、そのような人または関係者の医学的、歯科的または病院での治療によって正当化されることも、そのような人または人の利益のために実行されることもありませんでした。

4.そのような人は不利な当事者の権力を握っていた。

5.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

6.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xi）
不法に殺害または負傷する戦争犯罪

要素

1.加害者は、武力紛争に適用される国際法の規則に基づいて保護を受ける資格がある、または同意する義務がある1人または複数の人の信頼または信念を招きました。

2.加害者は、その自信や信念を裏切ることを意図していました。

3.加害者は、そのような人を殺害または負傷させた。

4.加害者は、そのような人を殺したり負傷させたりする際に、その自信や信念を利用しました。

5.そのような人は不利な当事者に属していました。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xii）
四半期を否定する戦争犯罪

要素

1.実行者は、生存者がいないことを宣言または命令しました。

2.そのような宣言または命令は、生存者がいないことに基づいて、敵を脅迫したり、敵対行為を行ったりするために与えられました。

3.加害者は、宣言または命令が向けられた従属部隊を効果的に指揮または管理する立場にありました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

46　同意はこの犯罪に対する防御ではありません。犯罪は、関係者の健康状態によって示されていない、および同様の医療状況下で手順を実行する当事者の国民であり、その人に適用される一般的に受け入れられている医療基準と一致しない医療手順を禁止します決して自由を奪われているわけではありません。この脚注は、第8条（2）（b）（x）-2の同じ要素にも適用されます。

第8条（2）（b）（xiii）
敵の財産を破壊または押収する戦争犯罪

要素

1.加害者は、特定の資産を破壊または押収しました。

2.そのような財産は敵対的な当事者の財産でした。

3.そのような財産は、武力紛争の国際法の下でその破壊または押収から保護されていました。

4.加害者は、財産の地位を確立した実際の状況を認識していました。

5.破壊または押収は、軍事的必要性によって正当化されませんでした。

6.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xiv）
国民の権利や行動の敵対的な力を奪う戦争犯罪

要素

1.実行者は、特定の権利または訴訟の法廷で許容性の廃止、一時停止、または終了を行いました。

2.廃止、停止または終了は、敵対的な政党の国民に向けられた。

3.加害者は、敵対的な政党の国民に向けられた廃止、停止または終了を意図していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xv）
軍事作戦への強制参加の戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人に、その人の自国または軍隊に対する軍事作戦に参加するように行為または脅迫によって強要しました。

2.そのような人は敵対的な党の国民でした。

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）
（xvi）略奪の戦争犯罪

要素

1.実行者は特定の資産を割り当てました。

2.実行者は、財産の所有者を奪い、私的または個人的な使用にそれを割り当てることを意図していました。[47]

3.流用は、所有者の同意なしで行われました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

47　「私的または私的使用」という用語の使用によって示されるように、軍事的必要性によって正当化される流用は、略奪の犯罪を構成することはできません。

第8条（2）（b）（xvii）
毒物または毒物を使用した戦争犯罪

要素

1.加害者は、その雇用の結果として物質を放出する物質または武器を使用しました。

2.この物質は、その毒性により、通常の出来事の過程で死または健康に深刻な損傷を引き起こすようなものでした。

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xviii）
禁止されているガス、液体、材料、または装置を使用する戦争犯罪

要素

1.加害者は、ガスまたは他の類似の物質または装置を使用しました。

2.ガス、物質、または装置は、窒息または毒性の性質により、通常の出来事の過程で死または健康に深刻な損傷を引き起こすようなものでした。[48]

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xix）
禁止された弾丸を使用する戦争犯罪

要素

1.実行者は特定の弾丸を使用しました。

2.弾丸は、人体で容易に膨張または平坦化するため、その使用が武力紛争の国際法に違反するようなものでした。

3.加害者は、弾丸の性質上、彼らの雇用が苦痛や負傷の影響を無用に悪化させるようなものであることを認識していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xx）
法令の付属書に記載されている武器、発射体、材料または戦争方法を使用する戦争犯罪

要素

[武器、発射体、または戦争の材料または方法が法令の付属書に含まれたら、要素をドラフトする必要があります。]

第8条（2）（b）（xxi）
個人の尊厳に対する怒りの戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人の尊厳を傷つけたり、堕落させたり、その他の方法で侵害したりしました。[49]

2.屈辱、品位の低下、またはその他の違反の深刻さは、個人の尊厳に対する怒りとして一般に認識される程度のものでした。

48　この要素のいかなる内容も、化学兵器の開発、生産、備蓄および使用に関する国際法の既存または開発中の規則を制限または害するものとして解釈されないものとします。

49　この犯罪の場合、「人」には死者が含まれる可能性があります。被害者は、屈辱や品位の低下、その他の違反の存在を個人的に認識する必要はないことが理解されます。この要素は、被害者の文化的背景の関連する側面を考慮に入れています。

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xxii）-1
レイプの戦争犯罪

要素

1.侵入者が侵入した[50]犠牲者または性器を持った加害者の体の任意の部分、または任意の物体または他の部分を持った犠牲者の肛門または生殖器の開口部の浸透をもたらす行為による人の体体。

2.侵略は、暴力、強迫、拘留、心理的抑圧または権力の乱用の恐れによって引き起こされるような、力によって、または力または強制の脅威によって、そのような人または他の人に対して、または強制的な環境、または真の同意を与えることができない人に対して侵入が行われた。[51]

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xxii）-2性
的奴隷制の戦争犯罪[52]

要素

1.実行者は、1人または複数の人を購入、販売、貸与、物々交換することによって、または同様の自由の剥奪を課すことによって、1人または複数の人の所有権に付随する権限の一部またはすべてを行使しました。[53]

2.加害者は、そのような人を性的な性質の1つまたは複数の行為に従事させました。

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xxii）-3
強制売春の戦争犯罪

要素

1.加害者は、暴力、強迫、拘留、心理的抑圧または権力の乱用の恐れによって引き起こされるような、力によって、または力または強制の脅威によって、1人または複数の人に性的性質の1つまたは複数の行為を行わせた。 、そのような人または他の人に対して、または強制的な環境またはそのような人または人の真の同意を与える能力を利用することによって。

2.性的性質の行為と引き換えに、またはそれに関連して、金銭的またはその他の利益を得る、または得ることが期待される実行者または他の人。

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

50　「侵略」の概念は、ジェンダーニュートラルになるのに十分な広さを意図しています。

51　自然の、誘発された、または加齢に関連した無能力の影響を受けた場合、人は真の同意を与えることができない可能性があることが理解されています。この脚注は、第8条（2）（b）（xxii）-3、5、および6の対応する要素にも適用されます。

52　この犯罪の複雑な性質を考えると、その委員会は、共通の犯罪目的の一部として複数の加害者を巻き込む可能性があることが認識されています。

53　このような自由の剥奪には、状況によっては、奴隷制度廃止、奴隷貿易、および奴隷制に類似した制度と慣行に関する補足条約で定義されているように、強制労働を強制するか、そうでなければ人を奴隷状態に引き下げることが含まれる場合があることが理解されます。 1956.この要素で説明されている行為には、人、特に女性と子供への人身売買が含まれることも理解されています。

第8条（2）（b）（xxii）-4強制
妊娠の戦争犯罪

要素

1.加害者は、人口の民族構成に影響を与えたり、国際法の他の重大な違反を実行したりする目的で、強制的に妊娠させた1人以上の女性を監禁しました。

2.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

3.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xxii）-5
強制不妊手術の戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人の生物学的生殖能力を奪いました。[54]

2.行為は、関係者の医学的または病院での治療によって正当化されることも、彼らの真の同意を得て実行されることもありませんでした。[55]

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xxii）-6性
的暴力の戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人に対して性的性質の行為を行った、またはそのような人に、力によって、または暴力の恐れによって引き起こされるような力または強制の脅迫によって性的性質の行為を行わせた。、強要、拘留、心理的抑圧または権力の乱用、そのような人または他の人に対する、または強制的な環境またはそのような人または人の真の同意を与える能力を利用することによる。

2.その行為は、ジュネーブ条約の重大な違反に匹敵する重大なものでした。

3.加害者は、行為の重大性を確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xxiii）
保護された人を盾として使用する戦争犯罪

要素

1.加害者は、武力紛争の国際法の下で保護されている1人以上の民間人またはその他の人物の居場所を移動または利用しました。

2.加害者は、軍事目的を攻撃から保護したり、軍事作戦を支持または妨害したりすることを目的としています。

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

54　剥奪は、実際には非永続的な影響を与える避妊措置を含むことを意図していません。「本物の同意」には、欺瞞によって

55　得られた同意は含まれないことが理解されます。

第8条（2）（b）（xxiv）
ジュネーブ条約の特徴的なエンブレムを使用して物体や人を攻撃する戦争犯罪

要素

1.加害者は、国際法に準拠して、ジュネーブ条約の下での保護を示す独特のエンブレムまたはその他の識別方法を使用して、1人以上の人、建物、医療ユニット、輸送機関、またはその他の物体を攻撃しました。

2.加害者は、そのような人物、建物、ユニット、輸送機関、またはその他のオブジェクトを意図していたため、そのようなIDを使用して攻撃のオブジェクトになりました。

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xxv）
戦争の方法としての飢餓の戦争犯罪

要素

1.加害者は、民間人の生存に不可欠な物を奪いました。

2.加害者は、戦争の方法として民間人を飢えさせることを意図していました。

3.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（b）（xxvi）
子供を使用、徴兵、または入隊させる戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人以上の人を徴兵または国軍に徴兵するか、1人以上の人を使って敵対行為に積極的に参加しました。

2.そのような人は15歳未満でした。

3.加害者は、そのような人が15歳未満であることを知っていたか、知っていたはずです。

4.この行為は、国際的な武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（c）

第8条（2）（c）
（i）-1殺人の戦争犯罪

要素

1.加害者が1人以上を殺害した。

2.そのような人はどちらかでした *戦闘のオード*、または民間人、医療関係者、または宗教関係者でした[56]敵対行為に積極的に参加していません。

3.加害者は、このステータスを確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

56　「宗教要員」という用語には、同様の機能を実行する非自白の非戦闘員の軍人が含まれます。

第8条（2）（c）（i）-2
肉刑の戦争犯罪

要素

1.加害者は、特に1人または複数の人を永久に傷つけたり、臓器や付属肢を永久に無効にしたり取り外したりすることによって、1人または複数の人を切断しました。

2.その行為は、関係者の医学的、歯科的または病院での治療によって正当化されることも、そのような人または人の利益のために実行されることもありませんでした。

3.そのような人はどちらかでした *戦闘のオード*、または敵対行為に積極的に参加していない民間人、医療関係者、または宗教関係者でした。

4.加害者は、このステータスを確立した実際の状況を認識していました。

5.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

6.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（c）（i）-3
残酷な扱いの戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人に重度の肉体的または精神的な苦痛または苦痛を与えました。

2.そのような人はどちらかでした *戦闘のオード*、または敵対行為に積極的に参加していない民間人、医療関係者、または宗教関係者でした。

3.加害者は、このステータスを確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（c）
（i）-4拷問の戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人に重度の肉体的または精神的な苦痛または苦痛を与えました。

2.加害者は、次のような目的で痛みや苦痛を与えました。情報の入手、告白、罰、脅迫、強制、またはあらゆる種類の差別に基づく理由。

3.そのような人はどちらかでした *戦闘のオード*、または敵対行為に積極的に参加していない民間人、医療関係者、または宗教関係者でした。

4.加害者は、このステータスを確立した実際の状況を認識していました。

5.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

6.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（c）（ii）
個人の尊厳に対する怒りの戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人の尊厳を傷つけたり、堕落させたり、その他の方法で侵害したりしました。[57]

2.屈辱、品位の低下、またはその他の違反の深刻さは、個人の尊厳に対する怒りとして一般に認識される程度のものでした。

3.そのような人はどちらかでした *戦闘のオード*、または敵対行為に積極的に参加していない民間人、医療関係者、または宗教関係者でした。

4.加害者は、このステータスを確立した実際の状況を認識していました。

5.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

6.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（c）（iii）
人質をとる戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人を押収、拘留、またはその他の方法で人質にした。

2.加害者は、そのような人を殺したり、負傷させたり、拘留し続けると脅迫した。

3.加害者は、国家、国際機関、自然人または法人、または人のグループに、そのような人の安全または解放のための明示的または暗黙的な条件として行動するか、行動を控えるように強制することを意図しました。

4.そのような人はどちらかでした *戦闘のオード*、または敵対行為に積極的に参加していない民間人、医療関係者、または宗教関係者でした。

5.加害者は、このステータスを確立した実際の状況を認識していました。

6.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（c）（iv）
適正手続きなしの判決または死刑執行の戦争犯罪

要素

1.実行者は、判決を通過したか、1人以上の人を処刑しました。[58]

2.そのような人はどちらかでした *戦闘のオード*、または敵対行為に積極的に参加していない民間人、医療関係者、または宗教関係者でした。

3.加害者は、このステータスを確立した実際の状況を認識していました。

4.裁判所によって宣告された以前の判決がなかった、または判決を下した裁判所が「規則的に構成された」わけではなかった、つまり、独立性と公平性の本質的な保証を与えなかった、または判決を下した裁判所がすべてを与えなかったその他の司法上の保証は、国際法の下で不可欠であると一般に認められています。[59]

5.加害者は、事前の判決がないこと、または関連する保証が否定されていること、および公正な裁判に不可欠または不可欠であるという事実を認識していました。

57　この犯罪の場合、「人」には死者が含まれる可能性があります。被害者は、屈辱や品位の低下、その他の違反の存在を個人的に認識する必要はないことが理解されます。この要素は、被害者の文化的背景の関連する側面を考慮に入れています。

58　これらの文書に規定されている要素は、法令の第25条および第28条に明記されているように、個人の刑事責任のさまざまな形態に対応していません。

59　要素4および5に関して、裁判所は、関連するすべての状況に照らして、保証に関する要素の累積的影響が1人または複数の人の公正な裁判を奪ったかどうかを検討する必要があります。

6.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）[60]

第8条（2）（e）（i）
民間人を攻撃する戦争犯罪

要素

1.実行者が攻撃を指示しました。

2.攻撃の対象は、一般市民そのもの、または敵対行為に直接参加していない個々の一般市民でした。

3.加害者は、そのような民間人または敵対行為に直接参加していない個々の民間人が攻撃の対象となることを意図していました。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（ii）
ジュネーブ条約の特徴的なエンブレムを使用して物体や人を攻撃する戦争犯罪

要素

1.加害者は、国際法に準拠して、ジュネーブ条約の下での保護を示す独特のエンブレムまたはその他の識別方法を使用して、1人以上の人、建物、医療ユニット、輸送機関、またはその他の物体を攻撃しました。

2.加害者は、そのような人物、建物、ユニット、輸送機関、またはその他のオブジェクトを意図していたため、そのようなIDを使用して攻撃のオブジェクトになりました。

3.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（iii）
人道支援または平和維持ミッションに関与する人員または物を攻撃する戦争犯罪

要素

1.実行者が攻撃を指示しました。

2.攻撃の対象は、国連憲章に従った人道支援または平和維持任務に関与する人員、施設、資材、部隊または車両でした。

3.加害者は、そのような人員、設備、資材、ユニット、または車両が攻撃の対象となることを意図していました。

4.そのような人員、設備、資材、ユニット、または車両は、国際武力紛争法の下で民間人または民間人に与えられる保護を受ける権利がありました。

5.加害者は、その保護を確立した実際の状況を認識していました。

6.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

60　決議RC / Res.5によって修正されました。

第8条（2）（e）（iv）
保護対象を攻撃する戦争犯罪[61]

要素

1.実行者が攻撃を指示しました。

2.攻撃の対象は、宗教、教育、芸術、科学または慈善目的に捧げられた1つ以上の建物、歴史的建造物、病院、または病人や負傷者が収集される場所であり、軍事目的ではありませんでした。

3.加害者は、宗教、教育、芸術、科学または慈善目的に捧げられたそのような建物、歴史的建造物、病院、または病人や負傷者が収集される場所を意図しましたが、これらは軍事目的ではありませんでした。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（v）
略奪の戦争犯罪

要素

1.実行者は特定の資産を割り当てました。

2.実行者は、財産の所有者を奪い、私的または個人的な使用にそれを割り当てることを意図していました。[62]

3.流用は、所有者の同意なしで行われました。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（vi）-1
レイプの戦争犯罪

要素

1.侵入者が侵入した[63]犠牲者または性器を持った加害者の体の任意の部分、または任意の物体または他の部分を持った犠牲者の肛門または生殖器の開口部の浸透をもたらす行為による人の体体。

2.侵略は、暴力、強迫、拘留、心理的抑圧または権力の乱用の恐れによって引き起こされるような、力によって、または力または強制の脅威によって、そのような人または他の人に対して、または強制的な環境、または真の同意を与えることができない人に対して侵入が行われた。[64]

3.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

61 1949年のジュネーブ条約の下で特別に保護された人々、または法と秩序を維持することのみを目的として留置された警察の地域での存在は、それ自体で地域を軍事目的にするものではありません。

62 「私的または私的使用」という用語の使用によって示されるように、軍事的必要性によって正当化される流用は、略奪の犯罪を構成することはできません。

63 「侵略」の概念は、ジェンダーニュートラルになるのに十分な広さを意図しています。

64 自然の、誘発された、または加齢に関連した無能力の影響を受けた場合、人は真の同意を与えることができない可能性があることが理解されています。この脚注は、第8条（2）（e）（vi）-3、5、および6の対応する要素にも適用されます。

第8条（2）（e）（vi）-2性的 奴隷制の戦争犯罪[65]

要素

1.実行者は、1人または複数の人を購入、販売、貸与、物々交換することによって、または同様の自由の剥奪を課すことによって、1人または複数の人の所有権に付随する権限の一部またはすべてを行使しました。[66]

2.加害者は、そのような人を性的な性質の1つまたは複数の行為に従事させました。

3.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（vi）-3 強制売春の戦争犯罪

要素

1.加害者は、暴力、強迫、拘留、心理的抑圧または権力の乱用の恐れによって引き起こされるような、力によって、または力または強制の脅威によって、1人または複数の人に性的性質の1つまたは複数の行為を行わせた。、そのような人または他の人に対して、または強制的な環境またはそのような人または人の真の同意を与える能力を利用することによって。

2.性的性質の行為と引き換えに、またはそれに関連して、金銭的またはその他の利益を得る、または得ることが期待される実行者または他の人。

3.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（vi）-4 強制妊娠の戦争犯罪

要素

1.加害者は、人口の民族構成に影響を与えたり、国際法の他の重大な違反を実行したりする目的で、強制的に妊娠させた1人以上の女性を監禁しました。

2.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

3.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（vi）-5 強制不妊手術の戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人の生物学的生殖能力を奪いました。[67]

2.行為は、関係者の医学的または病院での治療によって正当化されることも、彼らの真の同意を得て実行されることもありませんでした。[68]

---

65 この犯罪の複雑な性質を考えると、その委員会は、共通の犯罪目的の一部として複数の加害者を巻き込む可能性があることが認識されています。

66 このような自由の剥奪には、状況によっては、奴隷制度廃止、奴隷貿易、および奴隷制に類似した制度と慣行に関する補足条約で定義されているように、強制労働を強制するか、そうでなければ人を奴隷状態に引き下げることが含まれる場合があることが理解されます。 1956.この要素で説明されている行為には、人、特に女性と子供への人身売買が含まれることも理解されています。

67 剥奪は、実際には非永続的な影響を与える避妊措置を含むことを意図していません。「本物の同意」には、欺瞞によって

68 得られた同意は含まれないことが理解されます。

3.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（vi）-6性的 暴力の戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人または複数の人に対して性的性質の行為を行った、またはそのような人に、力によって、または暴力の恐れによって引き起こされるような力または強制の脅迫によって性的性質の行為を行わせた。 、強要、拘留、心理的抑圧または権力の乱用、そのような人または他の人に対する、または強制的な環境またはそのような人または人の真の同意を与える能力を利用することによる。

2.その行為は、ジュネーブ諸条約に共通する第3条の重大な違反と同等の重大なものでした。

3.加害者は、行為の重大性を確立した実際の状況を認識していました。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（vii） 子供を使用し、徴兵し、入隊させる戦争犯罪

要素

1.加害者は、1人以上の人を徴兵または軍隊またはグループに参加させるか、1人以上の人を使用して敵対行為に積極的に参加しました。

2.そのような人は15歳未満でした。

3.加害者は、そのような人が15歳未満であることを知っていたか、知っていたはずです。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（viii） 民間人を追放する戦争犯罪

要素

1.加害者は、民間人の追放を命じました。

2.そのような命令は、関係する民間人の安全または軍事的必要性によって正当化されませんでした。

3.加害者は、そのような命令を与えることによってそのような移動を実行する立場にありました。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（ix） 不法に殺害または負傷する戦争犯罪

要素

1.加害者は、武力紛争に適用される国際法の規則に基づいて保護を受ける権利がある、または同意する義務がある1人以上の戦闘員の敵対者の信頼または信念を招きました。

2.加害者は、その自信や信念を裏切ることを意図していました。

3.加害者は、そのような人を殺害または負傷させた。

4.加害者は、そのような人を殺したり負傷させたりする際に、その自信や信念を利用しました。

5.そのような人は不利な当事者に属していました。

6.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（x）
四半期を否定する戦争犯罪

要素

1.実行者は、生存者がいないことを宣言または命令しました。

2.そのような宣言または命令は、生存者がいないことに基づいて、敵を脅迫したり、敵対行為を行ったりするために与えられました。

3.加害者は、宣言または命令が向けられた従属部隊を効果的に指揮または管理する立場にありました。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（xi）-1
肉刑の戦争犯罪

要素

1.加害者は、特に1人または複数の人を永久に傷つけたり、臓器や付属肢を永久に無効にしたり取り外したりすることによって、1人または複数の人を切断しました。

2.その行為は、そのような人の死を引き起こしたか、またはそのような人の身体的または精神的健康を深刻に危険にさらしました。

3.その行為は、関係者の医学的、歯科的または病院での治療によって正当化されることも、そのような人または人の利益のために実行されることもありませんでした。[69]

4.そのような人は、紛争の別の当事者の権力を握っていた。

5.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

6.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（xi）-2
医学的または科学的実験の戦争犯罪

要素

1.実行者は、1人または複数の人を医学的または科学的な実験にかけました。

2.実験は、そのような人の死を引き起こしたか、身体的または精神的な健康または完全性を深刻に危険にさらしました。

3.その行為は、そのような人または関係者の医学的、歯科的または病院での治療によって正当化されることも、そのような人または人の利益のために実行されることもありませんでした。

4.そのような人は、紛争の別の当事者の権力を握っていた。

5.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

6.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

69　同意はこの犯罪に対する防御ではありません。犯罪は、関係者の健康状態によって示されていない、および同様の医療状況下で手順を実行する当事者の国民であり、その人に適用される一般的に受け入れられている医療基準と一致しない医療手順を禁止します決して自由を奪われているわけではありません。この脚注は、第8条（2）（e）（xi）-2の同様の要素にも適用されます。

第8条（2）（e）（xii）
敵の財産を破壊または押収する戦争犯罪

要素

1.加害者は、特定の資産を破壊または押収しました。

2.そのような財産は敵の財産でした。

3.そのような財産は、武力紛争の国際法の下でその破壊または押収から保護されていました。

4.加害者は、財産の地位を確立した実際の状況を認識していました。

5.軍事的必要性により、破壊または押収は必要ありませんでした。

6.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

7.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（xiii）[70]
毒物または毒物を使用した戦争犯罪

要素

1.加害者は、その雇用の結果として物質を放出する物質または武器を使用しました。

2.この物質は、その毒性により、通常の出来事の過程で死または健康に深刻な損傷を引き起こすようなものでした。

3.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（xiv）[71]
禁止されているガス、液体、材料、または装置を使用する戦争犯罪

要素

1.加害者は、ガスまたは他の類似の物質または装置を使用しました。

2.ガス、物質、または装置は、窒息または毒性の性質により、通常の出来事の過程で死または健康に深刻な損傷を引き起こすようなものでした。[72]

3.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

4.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条（2）（e）（xv）[73]
禁止された弾丸を使用する戦争犯罪

要素

1.実行者は特定の弾丸を使用しました。

2.弾丸は、人体で容易に膨張または平坦化するため、その使用が武力紛争の国際法に違反するようなものでした。

3.加害者は、弾丸の性質上、彼らの雇用が苦痛や負傷の影響を無用に悪化させるようなものであることを認識していました。

---

70 決議RC / Res.5によって修正されました。見る*2010年5月31日から6月11日まで、カンパラの国際刑事裁判所のローマ法のレビュー会議の公式記録*（（国際刑事裁判所の出版物、RC / 11）、パートII。

71 同上。

72 この要素のいかなる内容も、化学兵器の開発、生産、備蓄および使用に関する国際法の既存または開発中の規則を制限または害するものとして解釈されないものとします。

73 決議RC / Res.5によって修正されました。見る*2010年5月31日から6月11日まで、カンパラの国際刑事裁判所のローマ法のレビュー会議の公式記録*（（国際刑事裁判所の出版物、RC / 11）、パートII。

4.この行為は、国際的な性格ではなく、武力紛争の文脈で行われ、それに関連していた。

5.加害者は、武力紛争の存在を立証する事実上の状況を認識していた。

第8条 *ビス*[74]
侵略犯罪

序章

1.第8条で言及されている行為のいずれかが理解されている *ビス*、パラグラフ2、攻撃行為としての資格。

2.軍隊の使用が国連憲章と矛盾していたかどうかについて、加害者が法的な評価を行ったことを証明する必要はありません。

3.「マニフェスト」という用語は、客観的な資格です。

4.国連憲章違反の「マニフェスト」の性質に関して、加害者が法的評価を行ったことを証明する必要はありません。

要素

1.加害者は、攻撃行為を計画、準備、開始、または実行しました。

2.実行者は人でした[75]侵略行為を行った国家の政治的または軍事的行動を効果的に支配または指揮する立場にある。

3.侵略行為、つまり、他国の主権、領土保全、政治的独立に反対する国による武力の行使、または国連憲章と矛盾するその他の方法が行われた。

4.加害者は、そのような軍隊の使用が国連憲章と矛盾していることを立証した事実上の状況を認識していた。

5.侵略行為は、その性格、重力、規模によって、国連憲章の明白な違反を構成しました。

6.加害者は、国連憲章のそのような明白な違反を立証した事実上の状況を認識していました。

74　決議RC / Res.6によって修正されました。見る*2010年5月31日から6月11日まで、カンパラの国際刑事裁判所のローマ法のレビュー会議の公式記録*（（国際刑事裁判所の出版物、RC / 11）、パートII。

75　攻撃行為に関しては、複数の人がこれらの基準を満たす立場にある可能性があります。